利用料金について

利用料(医療費)は以下のようになります。

・後期高齢者医療制度(75歳以上)の場合

区分	1 回の利用料(医療費分のみ)	1 か月の自己負担限度額	
一般	1,160円(1割負担)	18,000円	
住民税非課税世帯	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		

[※]現役なみ所得者は、3割負担で1か月の自己負担限度額は57,600円となります。

1日当たりの利用料金

	項目	全額自費	2割負担	1割負担	自立支援医療
保	重度認知症デイケア料	10,400円	2080円	1,040円	1,040円
険	(昼食代含む)				
適	再診料	820円	160円	80円	80円
用	初期加算(利用開始後1年間)	500円	100円	50円	50円
	合 計	11720円	2340円	1170円	1170円
保	おやつ代	110円	110円	110円	110円
険	実費負担				
外					
	合計請求額		2450円~	1280円~	1280円~

※その他の医療費

デイケア利用中に医師の指示により内科,歯科の投薬・処置・検査等を行った場合には、それぞれの自己負担割合に応じて別途費用を請求いたします。

※ご不明の点は窓口でおたずねください。

実費負担について

次の費用については、その都度実費を負担していただきます。

- ・特定の利用者を対象とした活動において、利用者個人が使用する材料等の費用
- ・施設外レクリエーションにおいて、各種施設を利用する際にかかる入園料などの費用。
- ・医療費以外におやつ代、入浴代、その他突然の失禁等でリハビリパンツを利用した場合は実費負担となります。(下記参照)

料金表	入浴料		1 🗆	330円
	おやつ代		1 ⊟	110円
	マスク		1 枚	50円
	オムツ類	リハビリパンツ	1 枚	176円
		昼用パット	1 枚	55円

※料金は全て税込です。

《助成制度》

自立支援医療(精神通院)について

- •『自立支援医療』制度とは、継続的に入院によらない精神科医療を受ける方が、公費によって 医療費の補助を受けることができる制度で、医療にかかわる費用は基本的に 1 割の定率負担 となり、医療費の負担が軽減されます。制度の利用には申請が必要になりますので、お気軽 にご相談ください。
- 低所得世帯の方には医療費負担軽減措置があります。また、一定の負担能力があっても高額 治療継続者(重度かつ継続)で相当額の医療費負担が生じる方にも、ひと月当たりの負担に 上限額を設定する負担軽減策があります。

元伯尔八	自己負担割合	1 か月の自己負担上限額		
所得区分		重度・継続に該当しない	重度・継続に該当する	
生活保護世帯	〇割	O円		
市町村民税 非課税世帯 (本人収入 80 万円以下)		2,500円	左記と同じ(認定の必要なし)	
市町村民税 非課税世帯 (本人収入 80 万円超)	1 割	5,000円		
市町村民税(所得割) 33,000 円未満		上限なし	5,000円	
市町村民税(所得割) 235,000 円未満			10,000円	
市町村民税(所得割) 235,000 円以上	(右記)	(自立支援医療対象外 一般医療と同じ扱い)	20,000円 (自己負担 1 割)	

※重度かつ継続とは?

- ①医療保険での高額療養で多数該当の方。
- ②自立支援医療診断書の疾病、症状等から重度かつ継続に該当すると判断された方。